

大学院で学びませんか

高知県では、本県の教育課題を解決していくためのリーダー教員を養成することを目的として、大学院への現職教員の長期派遣研修を実施しています。

●令和3年度の派遣コースは以下のとおりです。

重点派遣

鳴門教育大学大学院

【人間教育専攻】

心理臨床コース(1名)

【高度学校教育実践専攻】

生徒指導コース(1名)

言語・社会系教科実践高度化コースのうち、英語科教育実践分野(小学校英語分野のみ)(1名)

高知大学教職大学院(10名)

令和3年度派遣は昨年度に募集済みであり、今年度は令和4年度派遣の募集を予定しています。

重点派遣以外

鳴門教育大学院

重点派遣のコースを除く全コース(若干名)

高知県立大学大学院

【看護学専攻】専修免許状取得コース(若干名)

高知工科大学大学院

企業マネジメントコースを除く全コース(若干名)

基本事項

■派遣期間…原則2年間

■派遣中の服務・給与(長期研修の扱い)

○身分…教員の身分を有する ○給与…全額支給 ○旅費…赴任旅費のみ支給

※検定料や研究費(移動に係る経費含)等は、自己負担となります。

■入学料及び授業料の負担…原則自己負担

但し、重点派遣については予算の範囲内で県が入学料等を一部負担する予定です。

【応募資格】

- (1)現在、公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭及び教育委員会事務局の専門的教育職員で、一種免許状又は高知県教育長が別に定める免許状(高等学校特別免許状の「看護」、「工業」、「建築」、「インテリア」、「デザイン」)を有する者。
 - (2)高知県の教育公務員として3年以上勤務した者。
 - (3)大学院修了後も、高知県の教育公務員として本県の教育課題解決のために中核的・指導的役割を果たそうとする意志を有する者。
 - (4)心身ともに健全で、長期研修に耐え得る者。
- ※その他、派遣大学ごとに定められた資格等があります。

【手続き】

県教育委員会へ
所定書類の提出

県教育委員会による
選考

受験

入学手続き

※小・中・義務教育学校教員は市町村教育長及び校長の推薦書、県立学校教員は校長の推薦書が必要です。

【その他】

大学院への修学に関しては、「大学院修学休業制度」の活用も可能です。

(休業中には、その身分を保有しますが、職務には従事せず、給与は支給されません)

※詳細は、令和2年4月7日付け2高教政第25号通知「令和3年度大学院修学休業の許可申請について」をご参照ください。

■お問い合わせ先■

高知県教育委員会事務局教育政策課(市町村・学校組織支援担当)

担当: 中澤(担当チーフ: 田邊) TELL: 088-821-4568(直通)